経税部だより

２０２０年以降における大きな税制改正

税理士　山本佐代子

はじめに

本年、２０１９年（令和元年）においての大きな税制改正の目玉は消費税率の引上げと軽減税率の導入が行われるか否かに注目が置かれているが、２０２０年（令和２年）においても更に大きな改正がすでに決議確定している。

来年度に予定されている主な個人課税における改正点及び新たに創設された資産課税における「個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度」、すでに適用が開始されている国際観光旅客税について紹介する。

Ⅰ．個人課税―20年分以降適用

１．給与所得控除等の見直し

・控除額を一律10万円引き下げる。

・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる（表1参照）。

２．公的年金等控除の見直し

（１）控除額を一律10万円引き下げる。

（２）公的年金等の収入金額が1、000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。

（３）公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超え2千万円以下である場合の控除額を上記（１）、（２）の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2千万円を超える場合の控除額を上記（１）、（２）の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる（表2参照）。

３．基礎控除額の見直し

・控除額を一律10万円引き上げる。

・合計所得金額が240０万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2500万円を超える個人については基礎控除額の適用は出来ない（年末調整を受ける場合には、合計所得金額の見積額の申告を行う）。

・個人住民税における基礎控除についても同様の改正が行われる。

４．扶養控除等の範囲についての見直し

（１）勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げる。

（２）同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。

（３）源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる。

（４）配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。

５．所得金額調整控除の創設

子育て世帯や介護世帯の負担増が生じないよう講じられた措置。

（１）子育て・介護世帯に対する控除

給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1千万円超の場合には1千万円）から850万円を控除した金額の10％相当額を給与所得の金額から控除する。つまり、最高15万円を控除できる。この規定は年末調整においても適用可能。

（２）給与所得控除と公的年金等控除の調整

給与所得控除後の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

６．青色申告特別控除の見直し

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（現行65万円）に引き下げる。ただし、電子帳簿保存法の定めるところにより電磁的記録の備え付け及び保存を行っているか、又は確定申告書の提出期限までにe―Taxを使用して申告する場合には青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

Ⅱ．資産課税

１．個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

（１）既存の事業用小規模宅地特例との選択適用である。

（２）２０１９年１月１日から２０２８年12月31日までの間に相続・贈与による取得が対象（10年間の時限措置）

（３）猶予税額は、事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産（固定資産又は営業用として自動車税、償却資産税等の課税対象となっているもの等）の課税価格の１００％に対応する額

（４）事業用宅地は４００㎡、建物は８００㎡の免責制限あり

（５）相続時、贈与時のいずれにも適用可能

（６）不動産貸付業等は除く

上記の規定を適用するには、認定相続人又は認定受贈者［18歳（２０２２年３月31日までの贈与については20歳）以上である者に限る。］が相続又は贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人又は認定受贈者が納付すべき税額のうち、特定事業用資産の課税価格に対応する相続税又は贈与税を猶予する。

注１　上記の「認定相続人」又は「認定受贈者」とは、承継計画に記載された後継者であって、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定による認定を受けた者をいう。

注２　注１の承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見直し等が記載された計画であって、２０１９年４月１日から２０２４年３月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

Ⅲ．その他の税目

国際観光旅客税

２０１９年１月７日以降に国際船舶、航空機により出国する国際観光旅客（国際船舶、航空機の乗務員は除く。）は出国１回につき１０００円が、国際運送事業を営む者により特別徴収される。

おわりに

２０２０年の改正の目玉は、やはり基礎控除額等の10万円の引き上げではないかと思う。が、基礎控除額、配偶者控除額、扶養親族控除額といった人的控除とは何か？憲法25条の生存権すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する、人一人の一年間の「最低生活費」と考えたら、この金額はいかがなものかと思う。

人的控除は、１９７７（昭和52）年に29万円、１９８４（昭和59）年に33万円、１９８９（平成元）年に35万円、１９９５（平成７）年に38万円に引き上げられてからのしばらくぶりの改正である。今回10万円引き上げられることにより、しばらくはこのまま議論がなされずに行くと思うと、消費税の増税と比較しても手放しでは喜べないのではないだろうか？

（終わり）

表１　2020年分以降の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40％－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30％＋８万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20％＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10％＋110万円
850万円超	195万円

表２　2020年分以降の公的年金等控除額

①65歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25％＋27.5万円	公的年金等の収入金額×25％＋17.5万円	公的年金等の収入金額×25％＋7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15％＋68.5万円	公的年金等の収入金額×15％＋58.5万円	公的年金等の収入金額×15％＋48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額×５％＋145.5万円	公的年金等の収入金額×５％＋135.5万円	公的年金等の収入金額×５％＋125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

②65歳以上の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25％＋27.5万円	公的年金等の収入金額×25％＋17.5万円	公的年金等の収入金額×25％＋7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15％＋68.5万円	公的年金等の収入金額×15％＋58.5万円	公的年金等の収入金額×15％＋48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額×５％＋145.5万円	公的年金等の収入金額×５％＋135.5万円	公的年金等の収入金額×５％＋125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円